

ペットと豊かに暮らすために

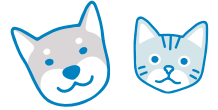
9月20日(日)～26日(土)は動物愛護週間



動物愛護管理法で、動物の愛護や正しい飼い方への理解を深める期間として9月20日から26日までは、「動物愛護週間」と定められています。

動物を飼っている人も、飼っていない人も、人と動物が共に幸せに暮らせる社会や動物との付き合い方、飼い主の責任について、この機会に改めて考えてみましょう。

☎生活環境課
995-1816



飼い主の責任

飼い主は、ペットを最後まで飼う責任があります。社会の中には動物が苦手な人もいますので、ルールやマナーを守り、社会や近隣に迷惑をかけないようにする必要があります。動物が嫌われる理由のほとんどは、飼い主のマナーの悪さが原因です。動物と人が共に幸せに暮らすために、飼い主は責任をもってペットを飼うようにしましょう。

1. 命を終えるまで責任を持つ

飼い主は命を預かるものとして、ペットがその命を終えるまで責任を持つ必要があります。その種類や習性などに応じた飼育環境を整え、健康や安全に気を配りましょう。

2. 病気や感染症への正しい知識を持ち、予防に努める

動物と人の双方に感染する病気について、正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎましょう。例えば、年に1度の狂犬病の予防接種は、狂犬病予防法によって義務付けられています。他にも、さまざまな病気や感染症を予防するための混合ワクチンの接種があり、定期的な健康診断を受けて病気を予防しましょう。

3. 他人への迷惑を防ぐ

ペットが人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりしないように、種類に応じてしつけや



訓練をする必要があります。また、公共の場に排せつ物が放置されると、誰にとっても不快だけでなく衛生上も問題があるので、ふん尿の始末は必ず行いましょう。

4. むやみに繁殖させないようにする

飼い主はペットが産んだ子も飼う責任があります。むやみに子を増やさないためには、不妊・去勢手術を行いましょう。不妊・去勢手術によって病気のリスクが減り長生きする可能性を高めるほか、発情期特有の大きな鳴き声などの行動がなくなります。

5. 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにする

逃げ出したり、迷子になったりした場合、どこで保護されてもすぐに飼い主が分かるよう、身元を示す迷子札や鑑札などを首輪につけるとともに、マイクロチップを埋め込みましょう。

引用元：政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/article/202009/entry-10715.html>



飼い主のいない猫との関わり方

野良猫にむやみに餌を与えることは、不幸な命を新たに生み出すことにつながります。また、ふん尿被害などにより近所のトラブルになることがあります。

猫に餌を与えるときには、餌やりの場所や時間を決め、排せつ物の後始末も行ってください。

また、去勢・不妊手術をすることで、繁殖による増加を避けることができます。市では、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術に補助金を交付しています。手術後60日以内に申請してください。申請には手術費用の領収書と手術の証明書が必要です。



【飼い主のいない猫の去勢・不妊手術補助金】

補助金額／オス5,000円、メス10,000円

申請方法／申請書に獣医師による証明書などを添付して、生活環境課に提出してください。

申請期限／手術を行った日を含め60日以内